

## 2016年2月通常会議 議案と請願に対する討論

2016年3月28日

石黒 賀津子

私は、日本共産党大津市会議員団を代表いたしまして、

[議案第 38 号](#) 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会条例の制定について、

[議案第 41 号](#) 平成 28 年度における職員の給与の特例に関する条例の制定について、

[議案第 43 号](#) 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第 45 号](#) 大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第 48 号](#) 大津市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第 49 号](#) 条件附採用期間中の職員および臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第 58 号](#) 大津市老人福祉センター条例及び大津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第 61 号](#) 大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第 62 号](#) 大津市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第 70 号](#) 地方独立行政法人市立大津市民病院定款の制定について

及び

[請願第 1 号](#) 避難計画や安全性の確保ができないまま、豊かな水源・びわ湖と大津市民をはじめ滋賀県民の生命をないがしろにして高浜原発 3 号機が再稼働したことに抗議し、稼働停止を求める旨の意見書の提出を求めることに関する請願について、

以上、議案 10 件、請願 1 件の委員長報告に対する反対討論、及び

[議案第 56 号](#) 大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第 57 号](#) 大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、

以上、議案 2 件の委員長報告に対する賛成討論を行います。

まず、議案第 38 号 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会条例の制定についてと、議案第 70 号 地方独立行政法人市立大津市民病院定款の制定についての、以上 2 件は、関連した議案のため一括して討論します。

議案第 38 号は、大津市民病院の独立行政法人化による評価委員会設置について必要な事項を定めるもので、議案第 70 号は、市民病院の独立行政法人化に伴う定款を定めるものです。

独立行政法人化については、既に他自治体において独立行政法人化された公立病院の状況からみても、経営の効率化が優先され、公的医療機関の果たすべき役割を後退させるものであり、また、これまで勤務されてきた職員の方々の労働条件の悪化や、医療の安全性確保の後退を招き、ひいては

市民サービスの低下につながるおそれがあるなど、多くの問題をはらんでおり反対です。よって、両議案には反対するものです。

次に、議案第 41 号 平成 28 年度における職員の給与の特例に関する条例の制定についてですが、一般職の管理職については、景気回復が実感できない中で給与の減額はすべきではありません。よって、本議案に反対します。

次に、議案第 43 号 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

マイナンバー制度においては、現在も個人番号カードの交付システムでトラブルが繰り返され、大津市でもそのために交付手続きに手間取っておられます。その上、情報漏えいなどへの対策が万全ではなく、個人情報に危険をさらし、国民への国家管理と監視強化につながるこの制度に日本共産党は反対しています。よって、本議案に反対するものです。

次に、議案第 45 号 大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 48 号 大津市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第 49 号 条件付採用期間中の職員および臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、以上 3 件は、関連した議案ですので一括して討論します。

これらの議案は、職員の人事評価制度の導入を前提とした中身であります。

人事評価制度は、能力、成果主義による過度な競争で職場の人間関係を壊し、住民本位の仕事やサービスの低下を招くことが懸念されます。公務員は、憲法に基づく全体の奉仕者として中立、公平、安定性を確保し、公務員としての専門性の保障、組織的に職務を遂行する体制を確保することが求められています。市民の権利と福祉の向上のために、その能力を発揮すべきであり、人事評価制度はその役割を大きくゆがめるものにつながることから、この制度に反対の立場であります。よって、これらの議案には反対です。

次に、議案第 58 号 大津市老人福祉センター条例及び大津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についてです。

この議案は、昨年の介護保険法改正で、本年 4 月 1 日から地域密着型通所介護が創設されることに伴い、大津市の施設の基準を改正するものです。

法改正は、これまで保険給付としていた要支援者の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行し、これまで保険給付としていた予防事業を互助に委ねるというものです。そうした中での本条例改正は、報酬改定と一体で進められ、事業所を整理縮小する誘導を行い、適正化を理由に、サービスの提供を抑制することで公費の負担を減らすことにつながります。住民同士の助け合いの温かいまちづくりを否定するものではありませんが、結局はサービス利用者、高齢者にとってサービスの後退につながるため、反対するものです。

次に、議案第 61 号 大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第 62 号 大津市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についての、以上 2 件は、関連した議案

のため一括して討論します。

この議案は、石油・石炭税率引き上げによるガス料金の値上げ改定をするものであります。

過去 2012 年 10 月と 2014 年 4 月に石油・石炭税率の引き上げが行われたときには、料金改定の時期との関係でガス料金に反映されませんでした。今回についても、消費税の 8%への増税や年金の引き下げなどで市民の生活に対する不安が深刻になる中での値上げはすべきではないと考え、本議案には反対するものです。

続いて、議案第 56 号 大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

浜大津保育園は、市内で初めて公立園として指定管理者制度を導入して設置されました。設置当初から社会福祉法人光寿会による運営管理が行われてきており、保育の継続という観点から本議案に賛成するものです。

しかしながら、公立保育園は地域のモデル的な保育水準を維持し、民間保育園にとっては目指すべき水準となることから、公立保育園の存在は重要です。

全ての子どもたちの健やかな成長の保障は公の責任であり、待機児童解消は喫緊の課題であるという認識はもちろん大切であり、その対策強化の必要性は否定しませんが、公立保育園の民営化に道を開く、安易な公私連携型保育所の展開は行うべきではないことを指摘しておきたいと思います。

次に、議案第 57 号 大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本議案は、瀬田地域での児童の急激な増加により、地元の協力が得られたことから、自治会館である大江会館別館を借用し、1階部分に第2瀬田児童クラブを新設するものです。

児童クラブでの、子どもたちの毎日の遊びや生活は継続性があるもので、児童の成長、発達を保障するためには独立専用施設が基本です。

地元とは、覚書を締結して保育以外の時間は地元に戻すという契約となり、老人クラブなどの地元の団体も使用されるとお聞きしています。当然、遊具などを元に戻さなくてはならず、継続した遊びは保証できません。そうしたことから、貸し館のような場所の確保はふさわしくありません。しかし、入所児童の増加による緊急対応は必要であるため本議案に賛成しますが、引き続き安定的な独立専用施設として整備することに取り組むべきと指摘しておきたいと思います。

最後に、請願第 1 号 避難計画や安全性の確保ができないまま、豊かな水源・びわ湖と大津市民をはじめ滋賀県民の生命をないがしろにして高浜原発 3 号機が再稼働したことに抗議し、稼働停止を求める旨の意見書の提出を求めることに関する請願についてです。

3 月 9 日に大津地方裁判所は、大津市民を含む県民 29 名の訴えを認め、高浜原発 3 号機、4 号機の運転差し止めを命ずる仮処分決定を下しました。

この決定は、福島原発の事故の教訓を踏まえ、再稼働が進む現状に待ったをかける、画期的な内容の決定です。昨年 4 月の福井地方裁判所の決定に続いて、再び司法が高浜原発の運転差し止めを命じた意味を重く受け止める必要があると思います。

決定は、福島原発の事故の原因究明は道半ばの状況にあるとして、その状況で新規規制基準を定めた、国の原子力規制委員会の姿勢に非常に不安を覚えると述べています。その上で、高浜原発の苛酷事故対策について検討し、電力会社が耐震設計の基本とする揺れの大きさについて、関電が前提と

した活断層の長さは正確と言えず、十分な余裕があるとは認められないと判断しています。

また、1586年の地震で若狭地方が大津波に襲われたという古文書も示して、関電の地震、津波対策に疑問を示しています。特に、自治体の避難計画に触れている部分も重要だと思います。国主導の具体的な避難計画の策定が早急に必要とし、この避難計画も視野に入れた幅広い規制基準が望まれ、それを策定すべき信義則上の義務が、国に発生していると述べています。新規制基準のもとで再稼働を進めている政府に異議を唱える内容です。

この決定が、原発の立地県ではない大津地方裁判所が出された意味は大きいと思います。原発事故は、その影響が極めて広い範囲に及ぶことが福島事故の教訓だからです。

この決定を受けて、高浜原発の3号機、4号機は3月10日に運転を停止しました。しかし、関西電力は、大津地方裁判所の仮処分決定に対して異議申し立てを行っており、安倍内閣も引き続き原発の再稼働を進める方針に変わりはないと言っています。

大津市民の声は、原発再稼働反対が多数であり、3月13日には膳所公園で1,500名が集まり、原発ゼロを目指すアピールが行われました。市民の声、司法の決定を受け、政府は原発再稼働を停止すべきです。今、このときに大津市議会が国に対して意見書を提出する意義は大きいと思います。よって、この請願を不採択とした委員長報告に反対するものです。

以上、議案10件、請願1件の委員長報告に対する反対討論、及び議案2件の委員長報告に対する賛成討論とします。